

平成 30 年 天草市農業委員会第 10 回総会議事録

平成 30 年 10 月 25 日天草市役所別館 B 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	稲 田 秀 敏 君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	中 村 三 千 人 君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	黒 川 紀 世 子 君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	井 島 安 一 君
9 番	本 田 実 君	10 番	君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富 崎 ます み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

10 番 小 堀 田 幸 一 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	藤 本 寿	局長補佐	大 中 靖
係 長	荒 木 賢 司	参 事	松 本 馨
参 事	佐 々 木 暁 史	主 査	中 山 喜 光

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 52 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 53 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 54 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 55 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後1時55分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成30年天草市農業委員会第10回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆様こんにちは。何となく柿の採り入れやみかんの収穫に忙しい最中ではありますが、お集まりいただきありがとうございます。皆様方には「農業委員会だより」をご覧になったかと思えます。11月1日から農業委員と農地利用最適化推進委員の募集を始めることになりました。今度10月30日に天草郡市の研修会がございますので、どうかよろしく願いいたします。今日もご審議のほどよろしく願いいたします。

○事務局（藤本寿君） 本日は、10番小堀田委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、4番中村委員、7番松下委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第51号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。栢宇土町の譲受人は今釜新町の譲渡人より、栢宇土町の田124㎡と畑51㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栢宇土地区コミュニティセンターから東へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 2番について説明します。新和町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の田3,897㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から南へ約0.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 3番について説明します。五和町の譲受人は本渡町の譲渡人より、五和町の田1,198㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧城河原小学校から北東へ約0.6km、青色で着色した県道坂瀬川御領線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。申請地は、土地改良事業の施工区域に入っており、平成30年度中に工事が完了する予定です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は大阪府の個人で、中村町の畑373㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から北東へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域内の用途地域に位置するため第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、定年退職後、帰郷するため、住宅1棟、2台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は浜崎町の個人で、浜崎町の田132㎡を通路へ転用する案件する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校付近、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域内の用途地域に位置するため第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅への通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に通路として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 3番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑1,207㎡のうち270.25㎡を農業用倉庫及び集荷施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から北東へ約1.2km、青色で着色した上島中央広域農道の北側にある農地です。申請地は概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可ができませんが、農業用施設用地の例外規定に当てはまり許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、みかんの集荷場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に集荷場として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 4番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑16㎡を通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市有明支所大浦出張所から南東へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、里道及び通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に里道及び通路として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 資料②の3ページをお開きください。5番について説明します。

転用者は新和町の個人で、新和町の畑101㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した碓石地区コミュニティセンターから北へ約0.6km、青色で着色した県道碓石中田線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、県道拡幅に伴い、現在の住まいを取り壊し移転する必要があるため、住宅1棟、倉庫1棟、3台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 6番について説明します。転用者は久玉町の個人で、久玉町の畑447㎡を太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深高校付近、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネルを112枚設置し売電する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は中村町の個人で、中村町の畑389㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から南西へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、店舗兼賃貸住宅を建設し12台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は浄南町の個人で、諏訪町の田227㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した熊本地方法務局天草支局から北東へ約0.1km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は都市計画区域内の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、賃貸住宅を建設し、家賃収入を得たいため、アパート1棟、5台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。転用者は天草市で、浜崎町の田1,859㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校付近、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域内の用途地域に位置するため第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、職員用の駐車場が不足しているため、48台分の駐車場、残地を通路、旋回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 4番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑518㎡を売買により取得して車両置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から南へ約1.2km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、5台分の駐車場及び通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に車両置場として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 資料②の5ページをお開きください。5番について説明します。

転用者は栢宇土町の個人で、本渡町の田165㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から北西へ約1.0km、青色で着色した県道本渡苓北線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、市道拡幅に伴い、現在の住まいを取り壊し移転する必要があるため、住宅1棟、2台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 6番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、志柿町の畑174㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡学校給食センターから南東へ約0.7km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅を建設し3台分の駐車場及び残地を庭として整備し利用する計画です。資料③5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 7番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑156㎡を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市有明支所大浦出張所から西へ約0.5km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、資材置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に資材置場として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 8番について説明します。転用者は長崎市の個人で、天草町の畑94㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大江天主堂から北へ約0.5km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅1棟、倉庫1棟、2台分の駐車場として利用している宅地の拡張を行う計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第54号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） 議第54号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が7件、再設定の計画が11件、転貸が0件、合計で18件、筆数104筆、総面積151,702㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の6ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました貸借権設定18件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第55号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の20ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、本渡地域が1件、倉岳地域が1件、栖本地域が1件、河浦地域が1件の合計4件。筆数は全体で13筆、面積は合計で14,753㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の7ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。

それでは、スクリーンをご覧ください。1番、2番の地図です。天草広域連合中央消防署から南西へ約0.3kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が3番から7番の地図です。天草市役所倉岳支所から西へ約3.0kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が8番から11番の地図です。栖本病院から北西に0.3km、1.2kmのところになります。次が航空写真です。現地の写真になります。次が12番、13番の地図です。崎津集落ガイダンスセンターから西に2.0kmのところになります。次が航空写真です。現地の写真になります。以上です。

- 10 番（本田実君） 8 番から 11 番は現況地目でいいと思います。
- 5 番（宮崎義一君） 私も現地を見てきたのですが、申請者が柵本におられないわけで、農地として管理できないと思います。
- 議長（鶴田雄士君） 現在の状況としては非農地とするには早すぎると思います。
- 5 番（宮崎義一君） 私もそう思っていますけど、そこは皆さんの判断にお任せしたいと思います。
- 議長（鶴田雄士君） それでは、1 番が田、2 番と 8 番から 11 番までを畑、3 番から 7 番までと 12 番 13 番までを山林として認定することでご異議はありませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。
-

- 議長（鶴田雄士君） 日程第 7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。
- 事務局（中山喜光君） 資料②の 21 ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条関係許可不要転用届はありませんでした。第 5 条関係許可不要転用届は、1 件、携帯電話の鉄塔用地にするというものでした。以上です。
-

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。
これをもちまして、平成 30 年天草市農業委員会第 10 回総会を閉会致します。

午後 2 時 50 分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 中村三千人

署名委員 松下二六一